

= 令和8年度 =

[学校いじめ防止基本方針]



[山梨市立山梨南中学校]

[目 次]

I いじめ問題に関する基本的な考え方	1
1 はじめに	
2 いじめの定義	
3 いじめに関する基本的認識	
II 未然防止の取組	2-3
1 いじめの防止についての基本的考え方	
2 いじめ防止のための措置	
(1)いじめについての共通理解 (傍観者とならず)	
(2)いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意 (発達障害を含む多様性生徒)	
(4)自己有用感や自己肯定感を育む	
(5)生徒自らがいじめについて学び、取り組む	
III 早期発見の取組	3-4
1 基本的な考え方	
2 いじめの早期発見のための措置 (部活動休養日)	
IV いじめへの対処	4-11
1 基本的な考え方	
2 いじめの発見・通報を受けたときの対応 (警察に相談・通報すべきいじめの事例)	
※重大事態への対処※	
(1)重大事態の発生と調査	
(2)調査結果の提供及び報告	
(3)いじめられた生徒への指導又は、その保護者への支援	
(4)いじめた生徒への指導又は、その保護者への助言	
(5)いじめが起きた集団への働きかけ (いじめの解消)	
(6)インターネットやスマートフォン携帯電話を利用したいじめへの対応	
*重大事態発生時の対応フロー (山梨市・山梨南中学校)	
V その他の留意事項	12
1 組織的な指導体制	
2 校内研修の充実	
3 校務の効率化	
4 学校評価と教員評価	
5 地域や家庭との連携について	
VI いじめ問題に取り組む体制の整備	13-15
1 基本的な考え方	
2 「いじめ対策委員会」の設置	
3 いじめ防止指導計画	
4 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

- ・ いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。
- ・ いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
- ・ 「いじめを生まない学校づくり」を目指し教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりと豊かな心の育成等のために日々取り組んで行く必要がある。

2 いじめの定義

[定義] 第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、表面的、形式的にすることなくいじめられた生徒の立場を尊重しなければならない。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

《具体的ないじめの態様》

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめに関する基本的認識

- ・ 「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識し的確に取り組むことが必要である。

- (1)いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2)いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3)いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4)いじめは、様々な様態がある。
- (5)いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6)いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7)いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9)いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

- ・このいじめの問題に対する基本的な理念や体制が定められた。それが「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）である。
- ・13 条の規定及び国のいじめ防止方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

基本理念 第三条

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II 未然防止の取り組み

1 いじめの防止についての基本的考え方

- ・未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい生活をおくこと。さらに授業や行事へ主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくこと。
- ・すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」「集団づくり」を見直す。トラブルが発生してもいじめへとエスカレートしないことを念頭におく。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係と学校風土を作り出していく。
- ・いじめはどの生徒にも起こりうることとし、被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組むことからはじめていく。

2 いじめ防止のための措置

(1)いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因、背景等具体的な指導上の留意点を、校内研修や職員会議で周知し、日頃から教職員全体の共通理解を図っていくことが大切である。
- ・全校集会や学年集会、学級活動において校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人として絶対に許されない」雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ・傍観者とならず、いじめの防止対策のため教職員への報告やいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(2)いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに向き合うことができるよう取り組みを行う。その際「人権を守ること」の重要性や「いじめに関する法律上の扱い」を学ぶようにする。
- ・学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む。
- ・社会体験生活体験の機会を設け、他人の気持ちに共感し理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、「認め合い建設的に調整し解決していける力」「自分の言動が相手に

どのような影響を与えるかを判断して行動できる力」「他者とコミュニケーションを図る能力」を育てる。

(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていく。
- ・学級や学年、部活動等人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・教職員の不適切な言動が生徒を傷つけ、他者のいじめを助長するようなことにならないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねない。いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させないようにする。
- ・発達障害等を含む生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒、性同一性障害や性的指向性自認に係わる多様性の生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。さらに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4)自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められ満たされている思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を提供し、自己有用感が高められるように努める。
- ・教職員はもとより地域や家庭にも協力を仰ぎ、幅広い大人から認められているという思いが得られるように工夫する。
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・異校種間などと連携を図り、社会性や自己肯定感、自己有用感を発達段階に応じて身につけていくよう取り組む。

(5)生徒自らいじめについて学び、取り組む

- ・生徒自らいじめの問題について学び、問題を主体的に考えいじめの防止を訴えていく取り組みを推進する。
例：生徒会・学年生徒会による「あいさつ運動」や「いじめ撲滅の宣言」など

Ⅲ 早期発見の取り組み

1 基本的考え方

- ・いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努める。
- ・いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する。
- ・生徒の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し表情の裏にある心の叫びも敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない。
- ・日頃から生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有する。
- ・とくに指導が困難な学級や集団は、いじめの早期発見や早期対応が一層難しくなる点を全職員が意識して注視する。

2 いじめの早期発見のための措置

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒がい

じめを訴えやすい体制を整える。

- ・家庭と連携して生徒を見守り健やかな成長を支援する。
- ・生徒に関わることを全教職員で共有し、保護者と連携して情報を収集しやすいように努める。
- ・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備する
- ・生徒及び保護者の悩みを積極的に受け止められているか、また機能しているかを定期的に点検する。
- ・保健室や相談室、スクールカウンセラー等電話相談窓口について広く周知する。
- ・教育相談等で得た個人情報については対外的な取り扱いの方針を明確に適切に扱う。
- ・部活動休養日を設定し、教職員の業務見直しを行い、いじめに関わる相談等に応じる時間をいっそう確保する。

早期発見の手立て

- ① アンケート調査
- ② 個人ノート、生活ノート、日記
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室の様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友達からの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの相談

IV いじめへの対処

1 基本的な考え方

- ・いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・全教職員共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携し対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為をやめさせる。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階で的確に対応する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で対応せず、学校における「いじめ対策委員会」へ直ちに報告し、情報を共有する。
- ・委員会組織が中心となり速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害、加害生徒の保護者に連絡する。
- ・学校や学校の設置者がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果を上げることが困難な場合には、「いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合」及び「対象生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合」直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校としても警察への相談、報告を行うことについて、あらかじめ保護者に周知する。

- ・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談、通報する。
- ・警察に相談、通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例 ※

- 暴行（刑法第208条）
 - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第204条）
 - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第176条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第249条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第235条）
 - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第261条）
 - ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第223条）
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第222条）
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与（刑法第202条）
 - ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
 - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）
 - （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
 - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

※重大事態への対処※

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）文部科学省」により適切に対応する。

（1）重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
 - ・生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

- ・学校の設置者は、学校からの報告を受けた際その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・学校の設置者が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。
- ・学校が調査主体となる場合は、学校の設置者が調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

- ・学校におけるいじめ防止対策のための組織又は、教育委員会が設置した機関において調査を行う。
- ・重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難であるから、地域の実情に応じて、平時より設置しておく。
- ・調査において学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査組織とすることも考えられる。
- ・構成員には、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者は除き、新たに適切な専門家を加え公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。
- ・学校の設置者及び学校がたとえ不都合なことであっても、事実をしっかり向き合う。
- ・学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組まなければならない。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ この際、個別事案が広く明らかになり被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、被害生徒への指導を行いいじめ行為を抑止する。
- ・ 被害生徒に対して、事情や心情を聴取し被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者がより積極的に指導、支援を関係機関ともより適切に連携したりして対応にあたる。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

- ・ 生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協力し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は原則として、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○ いじめられた生徒が自殺した場合の対応

- ・ 自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。
- ・ 調査においては亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門的知識及び経験を有する者であり、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。
- ・ 学校が調査を行う場合は、当該学校の設置者が情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ正確で一貫した情報提供が必要である。
- ・ 亡くなった生徒の尊厳保持や、生徒の自殺が連鎖する可能性があることを踏まえ報道の在り方に特別な注意が必要である。WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

- ・ 事案の重大性を踏まえ学校の設置者の積極的な支援が必要となる。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき生徒や保護者学校全体や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、生徒や保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ・ 一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。
- ・ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。
- ・ 情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校が他の生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果は市長に報告する。
- ・上記アの説明の結果いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

(3) いじめられた生徒又は、その保護者への支援

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考えを持たない。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え自尊感情を高めるよう留意する。
 - ・生徒の個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分配慮し以後の指導にあたる。
- ①家庭訪問などによりその日のうちに、迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ②いじめられた生徒や保護者に対し「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」「不安なところを配慮すること」「複数教職員が当該生徒の見守りを行い生徒の安全を確保すること」をおこなう。
 - ③いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し生徒に寄り添う体制を作る。
 - ④いじめられた生徒が安心して学習や活動に取り組めるようにする。（必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導、出席停止の制度を活用）
 - ⑤いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。（状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員や警察経験者など外部の専門家の協力を仰ぐ）
 - ⑥いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な見守りと注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。事実確認のための聞き取りアンケート等、情報を適切に活用。

(4) いじめた生徒への指導又は、その保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員で連携し必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員や警察の経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡し事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導にあたっては「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させる。そして自身の行為に責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心と安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・当該生徒の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・いじめの状況に応じて心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や出席停止、警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条規定に基づき適切に生徒に対して懲戒を加えることも考える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体、学年全体で話しあわせ「いじめは絶対に許されない行為、根絶しよう」という態度を育成させる。

- ・いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係わる行為がやんでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当期間継続していること。
- ・この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止対策委員会の組織判断により、長期の期間を設定するものとする。
- ・学校の教職員は相当の期間が経過するまで、被害及び加害生徒の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

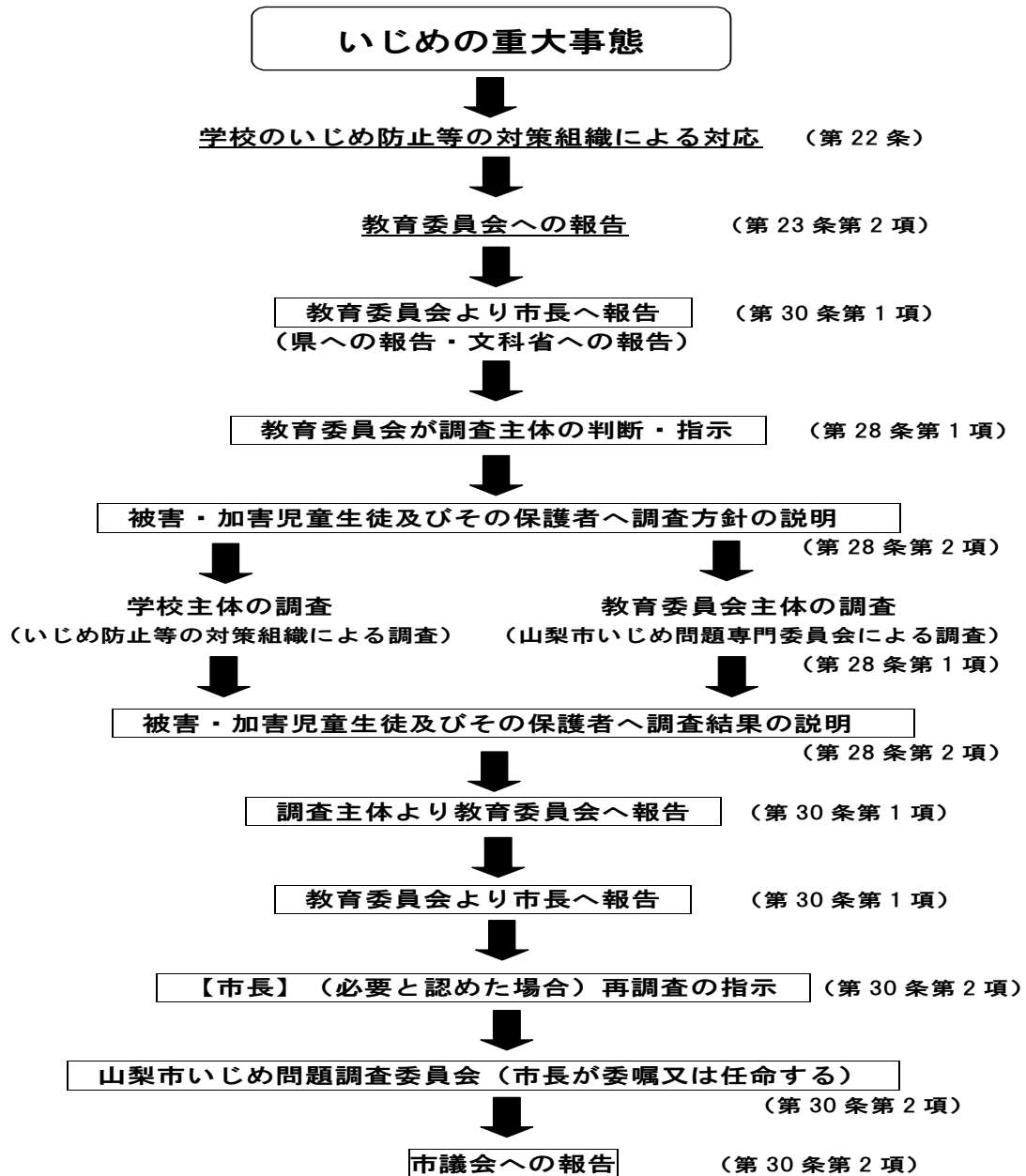
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り安全と安心を確保する責任を有する。
- ・いじめ防止対策委員会の組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性を十分踏まえ学校の教職員は、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く注視する。

(6) インターネットやスマートフォン携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり情報を削除したりできるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。
- ・こうした措置をとるにあたり必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な援助を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など関係機関の取組についても周知する。
- ・パスワード付きサイト、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマートフォンや携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進める。
- ・保護者の理解と協力を求めていく。
- ・インターネット上のいじめは、匿名性が高く一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性と深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。
- ・インターネット上のいじめが、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る重大な人権侵害に当たることを理解させる。
- ・インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応対策の周知と関係機関との連携を図る。

【山梨市いじめ防止基本方針 重大事態発生時の対応フロー】

【山梨市いじめ防止基本方針より：重大事態発生時の対応のフロー図】



※ () 内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

【山梨南中学校いじめ重大事態発生時の対応フロー】

1. 重大事態の発生・認知

- ①事態の把握と判断（学校）
- ②生命・心身・財産への重大被害、または不登校（年間30日目安）の疑いを認知
- ③校内いじめ防止等対策組織（第22条）を緊急開催し、事実確認の初動を開始
- ④被害児童生徒の安全確保（学校）
- ⑤被害側の心身のケアと安全確保を最優先に実施

2. 報告と調査方針の決定

- ①教育委員会への速やかな報告（学校 → 市教委）
- ②事態の概要を市教委へ報告（第23条第2項）※市教委から市長・県・文科省へ報告
- ③保護者への説明（学校・市教委 → 保護者）
- ④被害・加害児童生徒及びその保護者に対し、調査方針について丁寧な説明を行う
(第28条第2項)

3. 調査の実施

- ①調査主体の決定（市教委による指示）
- ②市教委の判断に基づき、以下のいずれかが調査主体となる（第28条第1項）
 - 【学校主体】 学校のいじめ防止等対策組織による調査
 - 【市教委主体】 山梨市いじめ問題専門委員会による調査
- ③事実関係の解明（調査主体）
- ④関係者への聞き取り、アンケート、客観的資料の収集

4. 報告・説明・事後の対応

- ①調査結果の説明（調査主体 → 保護者）
- ②判明した事実関係を被害・加害側保護者へ説明（第28条第2項）
- ③最終報告（調査主体 → 市教委 → 市長）
- ④調査主体（学校）より調査結果を市教委へ報告し、市教委から市長へ報告（第30条第1項）
- ⑤【重要】学校による継続的な支援・指導
いじめの解消に向けた指導、関係改善の支援、および再発防止策の徹底

【校内で共通理解すべきこと】

- A: 確定していなくても「重大事態の疑い」がある時点で、このフローを起動させる意識を教職員間で共有すること。
- B: フローの最後には、市長の判断により「山梨市いじめ問題調査委員会」による再調査（第30条第2項）が行われる可能性があることを理解しておくこと。
- C: すべて事象を時系列にて「いつ、誰が、誰に、何をしたか」の記録を正確に残すことが、学校を守ることに繋がる。

V その他の留意事項

1 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要である。
- ・一部の教職員や特定の教職員が抱え込むことなく、学校として「いじめ対策委員会」で情報共有をし組織的に対応する。
- ・いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について全教職員が共通理解を図る。
- ・いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学進級や転学にも適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員や警察官の経験者など外部の専門家に参加を求め、対策やより実効的ないじめ問題の解決に資するよう連携する。

2 校内研修の充実

- ・全教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・教職員の異動等により共通認識が形骸化しないよう、年間計画に位置づけた校内研修の実施をおこなう。

3 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめ防止対策に取り組めるよう学校の管理職は一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し組織的体制を整え、生徒と向き合う時間を確保する。

4 学校評価と教職員評価

- ・教職員が生徒と向き合いいじめ問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえて行う。その際いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標設定や具体的な取組状況、達成目標を評価する。
- ・学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教職員評価のいじめ問題に関する目標設定や対応状況の評価は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価されるよう留意する。

5 地域や家庭との連携について

- ・本校のいじめ防止基本方針について、年度当初に全教職員で確認する。
- ・学校のホームページ等で公開することに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に説明する。
- ・学校運営評議会を活用し地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を構築する。
- ・保護者には日頃からいじめ防止等について理解を深め、生徒が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めてもらう。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

1 基本的考え方

「いじめ防止対策推進法」では、次のように定められている。

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち学校全体で組織的な取り組みをする。
- ・早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。
- ・いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、組織が中心となり全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ・組織が有効に機能しているか定期的に点検評価し、生徒の状況や地域の実態に応じて取り組みを行う。

2 「いじめ対策委員会」の設置

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員

- ・学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部会(各学年生指担当、養護教諭)、教育相談主任、カウンセラー

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ・学校がいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開いていじめの情報を迅速に共有し関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定を保護者と連携して組織的に対応する中核としての役割。
- ⑤複数の教職員が個別に認知した情報、進学や転校の際に学校間で収集した情報を個別の生徒ごとに記録整理し、情報の集約と共有化を図る役割。
- ⑥重大な事態への対処

(3) いじめ対策委員会の開催

- ・定例のいじめ対策委員会を開催する。

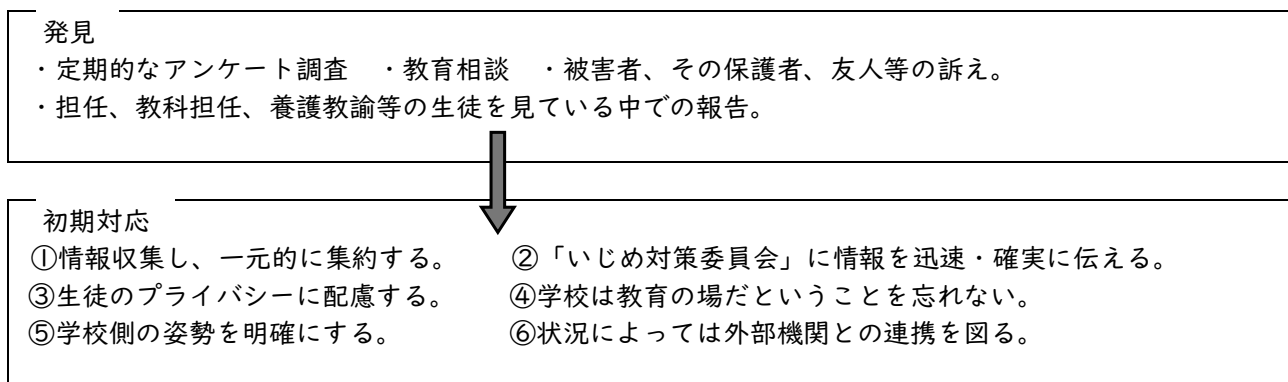
3 いじめ防止指導計画

	4	5	6	7	8	9	
会議等	いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等		事案発生時に緊急対応会議の開催			いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期の計画	
防止対策	情報モラル教室		学級づくり・人間関係づくり				
			生徒指導校内委員会			防犯講話	
早期発見	家庭訪問 または懇談		いじめ アンケート		三者懇談		

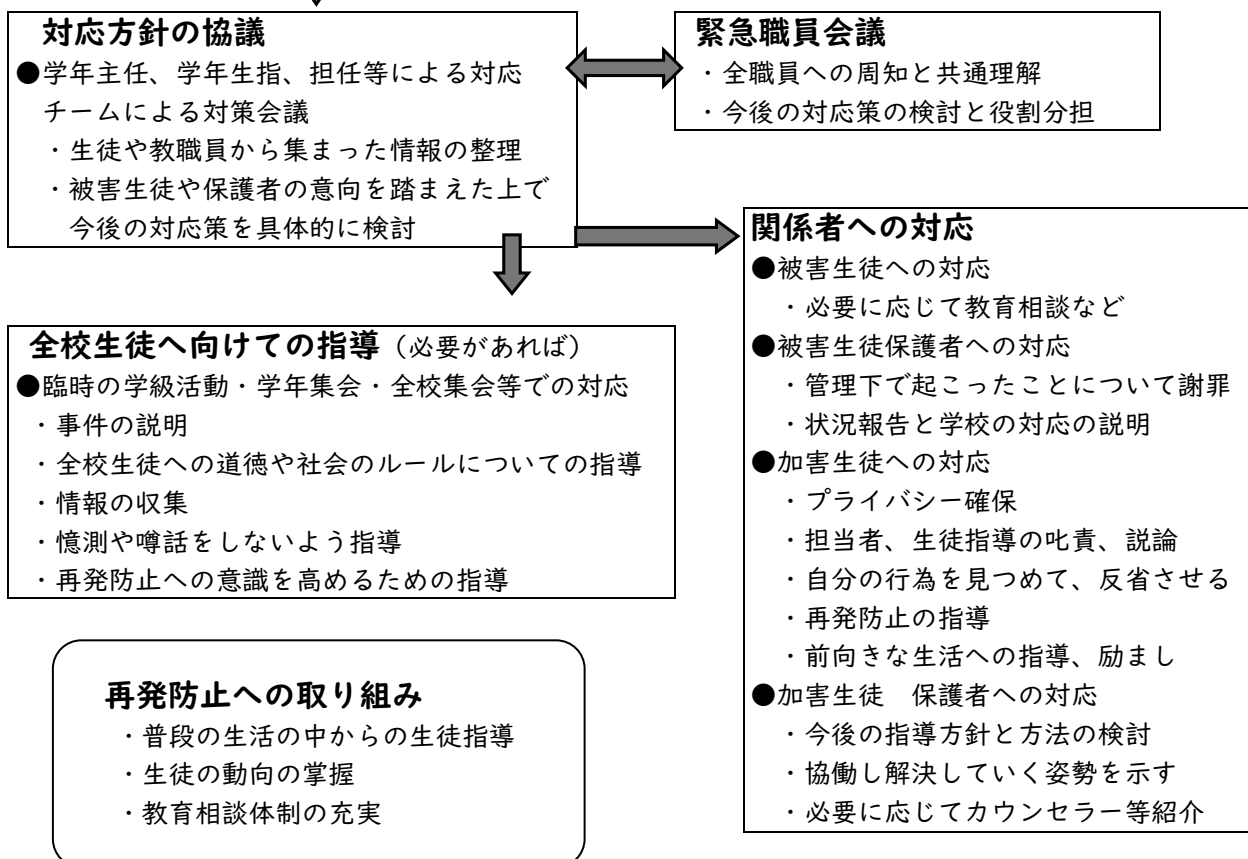
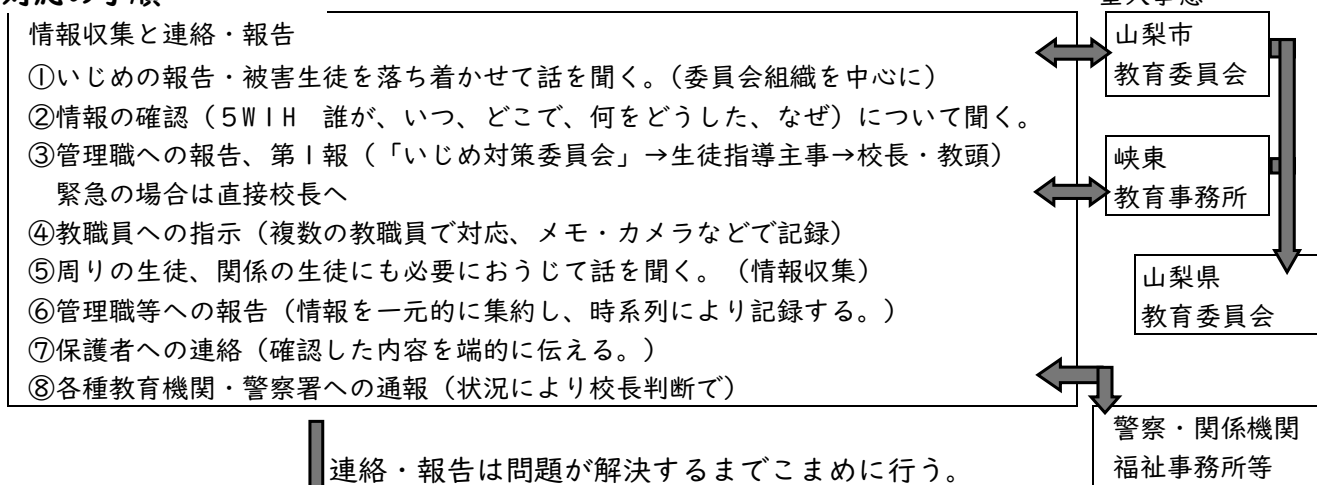
	10	11	12	1	2	3	
会議等	事案発生時に緊急対応会議の開催			いじめ対策委員会 ・検証 ・計画の修正			
防止対策	人権教室		学級づくり・人間関係づくり				
			生徒指導校内委員会				
早期発見	教育相談・ いじめアンケート		教育相談 期間		いじめ アンケート		
			三者懇談		学校評価		

4 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

- ・「生徒指導上の対応 報告・連絡・相談について」をもとにする。



対応の手順



策定年月日	平成26年3月10日
	令和3年3月15日 改訂
	令和4年3月15日 修正
	令和6年3月18日 修正
	令和7年1月22日 修正
	令和8年2月20日 修正